

汚水処理施設共同整備事業

受託候補者決定基準

令和5年11月

能 勢 町

目 次

1	受託候補者決定基準書の位置づけ	1
2	受託候補者の選定方法	1
3	委員会の設置	1
4	受託候補者の選定フロー	1
5	第一次審査（資格審査）	4
6	第二次審査（本審査）	4
7	評価値の算定	6

1 受託候補者決定基準書の位置づけ

汚水処理施設共同整備事業受託候補者決定基準（以下、「決定基準」という。）は、能勢町（以下、「町」という。）が汚水処理施設共同整備事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、汚水処理施設共同整備事業受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）において最も優れた応募者を選定するための方法や評価基準等を定めたものである。

また、決定基準は、本事業のプロポーザルに参加しようとする者（以下、「応募者」という。）に提示する「汚水処理施設共同整備事業 プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）と一体のものであり、決定基準で用いる用語の定義は、実施要領において用いている用語の定義と同義とする。

2 受託候補者の選定方法

本事業は、能勢町し尿処理施設（以下、「し尿処理施設」という。）の処理方式を前脱水＋下水道放流方式に改造する工事の発注と、し尿処理施設と下水道施設「能勢浄化センター（以下、「浄化センター」という。）」の運営管理業務を委託するものであることから、本事業の受注者は、両施設に係る専門的な知識・技術、工事施工能力及び運営管理のノウハウ等を有することが必要不可欠である。

そのため、受託候補者の選定にあたっては、設計・施工、設備機器の維持管理及び施設の運営に関する技術力、事業遂行能力及び提案価格等を総合的に評価し、応募者の審査を行うことが必要である。

以上のことから、受託候補者の選定は、本事業の特性を踏まえ、設計から運営に至るまでの創意工夫等を技術的に評価することが可能で、かつ、受託候補者の選定後に契約内容や契約額について詰め協議を行うことができることに特徴を有する公募型プロポーザル方式により実施する。

3 委員会の設置

町は受託候補者の選定にあたり、透明性及び公平性を確保した審査を行うため、委員会を設置する。

なお、委員会の構成及び委員の所属氏名は、委員への接触や働きかけ等を防止するため、事後公表とする。

4 受託候補者の選定フロー

本件事業における受託候補者選定の流れを図-1に示す。

審査は、第一次審査（資格審査）、第二次審査（本審査）の2段階で行う。

第一次審査は資格審査であり、応募者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たす応募者だけが第二次審査を受けることができる。

第二次審査は本審査であり、提出書類の審査を行う。本審査は技術提案書の「基礎審査」、技術提案書の「技術審査」及び見積金額の「価格審査」で構成される。基礎審査では応募者

の技術提案が要求水準書等に規定された要求要件を満たしているか否かの確認を行う。技術審査では、提出された技術提案について評価し、点数化(技術評価点)する。価格審査では、改造工事費及び運営管理委託業務費の見積金額がそれぞれの予定価格を超過しているか否かの確認を行い、予定価格を下回った見積金額について点数化(価格評価点)する。

委員会は、技術評価点と価格評価点を合計して総合評価値を算出し、総合評価値が最も高い提案を行った応募者を受託候補者として選定する。

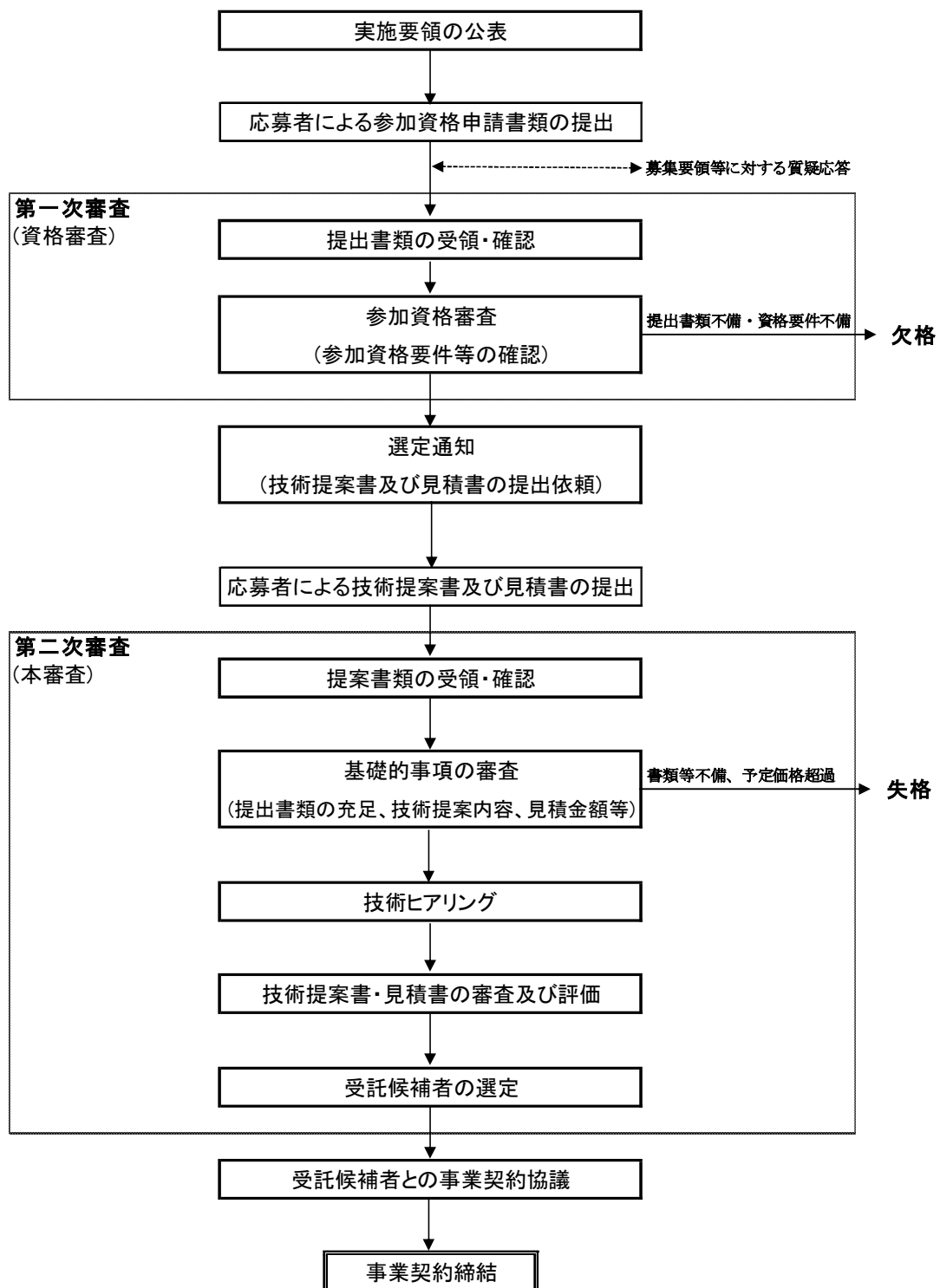


図-1 受託候補者の選定フロー

5 第一次審査（資格審査）

応募者から提出された資格審査申請書類により、参加資格要件を満たしているか否かを確認し、その結果を応募者に通知する。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は欠格とする。

6 第二次審査（本審査）

1) 基礎審査

資格審査に合格したプロポーザル参加者から提出された提案書類について、町は、以下の内容により基礎審査を行う。

審査の結果、提出書類に不備がない者及び不備が認められた場合、町が指定する期日までに改善対応がなされた者を第二次審査の対象とする。一方、指定期日までに改善対応がなされなかった者及び見積金額が予定価格を上回った者は失格とする。

① 提案書類の充足状況

- ・必要な書類が全て揃っているか
- ・各書類は相互に整合しているか

② 要求水準と技術提案の整合性

- ・要求水準を満足する技術提案がなされているか
- ・要求水準及び契約条件を遵守しているか

2) 技術ヒアリング

委員会は、1) の基礎審査を通過した応募者に対して技術ヒアリングを実施する。

技術ヒアリングにおける応募者の発言及び回答は、技術提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

技術ヒアリングの開催日時及び実施要領は、別途通知する。

3) 技術審査

技術提案の内容は、技術ヒアリングの結果も踏まえ、以下の項目ごとに評価し、点数化を行う。

(1) 設計・施工に関する事項【要求水準（工事編）】

- ① 施設の安定稼働のための設計
- ② 工事施工計画

(2) 運営維持管理に関する事項【要求水準（運営編）】

- ① 運転管理計画
- ② 維持補修計画
- ③ 環境管理計画

また、技術提案のほか、大阪府都市整備部において運用されている「令和5年度建設工事における総合評価落札方式の取組方針について（設備工事）」の5.総合評価落札方式の審査・評価に示される加算点の評価項目として「施工実績等」及び「企業の信頼性・社会性」についても評価し、点数化を行う。

4) 価格審査

見積書（改造工事費及び運営管理委託業務費）に記載された金額が予定価格の範囲内であることの確認を行い、見積金額の点数化を行うことにより価格評価点を求める。

なお、改造工事費及び運営管理委託業務費の両方、もしくはいずれか一方でも予定価格を上回った場合は失格とする。

5) 受託候補者の選定方法

(1) 委員会において、技術評価点と価格評価点を合計して総合評価値を算出し、総合評価値が最も高い提案を行った応募者を受託候補者として選定する。また、次に総合評価値が高い応募者を次点候補者とする。

(2) 総合評価値が最も高い応募者が2者以上あるときは、技術評価点の高い応募者を受託候補者として選定する。ここで、技術評価点が高点の場合は委員の多数決により決することとし、さらに、多数決が同数の場合は委員長の決するところとする。

(3) 応募者が以下のいずれかに該当する場合は、その者以外で総合評価値が最も高い者を受託候補者として選定する。

- ① その者の提案価格によっては、その者により要求水準書の内容に適合した履行が、なされないおそれがあると認められるとき。
- ② その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適當であると認められるとき。

7 評価値の算定

(1) 評価値の算定方法

前項6 3) の技術評価点と6 4) の価格評価点を合算して総合評価値を求め、総合評価値が最も高い応募者を受託候補者として選定する。

$$\text{総合評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

なお、技術評価点の満点を 70 点、価格評価点の満点を 30 点とし、合計 100点満点とする。応募者が 1 者の場合、受託候補者の選定においては、技術評価点が60%以上（配点70 点のうち42 点以上）である者を対象とする。

(2) 評価項目と配点

技術審査と価格審査における評価項目ごとの配点は、表-1のとおりとする。

表-1-1 評価項目と配点

評価項目		評価の内容	配点			
技術 審査	技術 提案	設計・施工に関する事項			30	
		施設の安定稼働のための設計	(1) 搬入し尿等の性状や量の変動に対処するための設計 ・受入貯留設備の貯留容量、受入貯留に流用する水槽の選択、性状変動に対する設備計画について評価する。	4	20	
			(2) 助燃剤の品質を確保するための設計 ・脱水機の形式、調質剤の選択、既設機器との連携等について評価する。	4		
			(3) 脱水分離液の性状及び放流水質を安定化のための設計 ・分離液の貯留に流用する水槽の選択、脱水分離液の性状及び放流水質の安定化の設備計画等について評価する。	4		
			(4) 停電や下水道の受入停止等、緊急時対応の設計 ・し尿等の受入及び下水道投入が困難となった場合の設備計画等について評価する。	4		
			(5) 搬入し尿等の処理工程及び臭気対策に係る設計 ・し尿等の合理的な処理工程、既設脱臭設備の流用計画及び助燃剤の臭気対策等について評価する。	4		
		工事施工計画	(1) 改造工事中における既存施設の安定稼働対策 ・搬入車両と工事車両の運行調整、仮設設備の配置、町及び運転委託職員との連携について評価する。	4	10	
			(2) 改造工事手順の妥当性(安全対策を含む) ・改造工事手順及び既存のし尿処理施設のし尿処理に支障をきたすことのない計画であるかを評価する。	3		
			(3) 改造工事中における臭気漏洩対策等の環境保全対策 ・仮設機器を設置する場合の臭気等の対策、工事中の騒音・振動等の環境保全対策について評価する。	3		
		運営維持管理に関する事項				30
		運転管理計画	(1) 運営維持管理体制(人員配置、有資格者等) ・施設の種別及び規模に応じた人員数、資格者数について評価する。	5	20	
			(2) 運営維持管理体制(配置技術者の業務実績) ・配置技術者が施設の種別に応じた実績を有していることを評価する。	5		
			(3) 緊急時、大規模災害時の業務継続計画及びリスク対応能力 ・応募者の緊急時等における対応能力について評価する。	5		
			(4) 運転管理計画 ・搬入変動対応、助燃剤の品質確保、放流水質維持等に対する計画の妥当性について評価する。	5		
維持補修計画	・設備機器の点検及び維持補修計画の妥当性について評価する。	5	5			
環境管理計画	・周辺環境及び作業環境への配慮・対策の妥当性について評価する。	5	5			

表-1-2 評価項目と配点

評価項目		評価の内容	配点		
技術 審査	優良な工事成績点	・同分野の工事における過去3年間の優良な工事成績点の件数	2	6	
	同種工事の施工実績	・過去15年間における汚泥再生処理センターの新設工事等の完成工事実績	2		
	同種施設の維持管理実績	・汚泥再生処理センター及び下水処理施設の運転管理受託実績。	2		
	企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	若手・女性技術者の育成	・若手（40歳以下）もしくは女性技術者の配置	1	4
		アフターサービス体制	・アフターサービス部門もしくは関連企業の有無	1	
		大阪府施策への取組	・障がい者の雇用状況	1	
		担い手の確保	・担い手の確保及び定職率の向上	1	
小計			70		
価 格 審 査	見積金額	・改造工事費と運営管理委託費の合計金額を価格評価点の算出式により点数化する。	30		
合計			100		

(3) 技術提案の点数化方法（運転管理計画((1)及び(2))を除く)

表-1-1に示される技術提案の評価項目は、運営維持管理に関する事項の運転管理計画((1)及び(2))を除き、表-2に示す評価基準で5段階の評価を行い、右欄の計算式で点数化し評価点とする。なお、応募者の評価項目ごと評価点は、委員会における各委員の評価点の平均値とし、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。

表-2 技術提案に係る評価項目の評価基準及び点数化方法（運転管理計画(1)及び(2)を除く)

評価段階	評価基準	点数化方法
A	当該評価項目において、要求水準を上回り応募者独自の実現可能な優れた提案であり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	当該評価項目において、要求水準書を的確に理解し具体的・現実的な提案が記載され、大きな効果が期待できる。	配点×0.75
C	当該評価項目において、要求水準書を理解した提案であり、一定の効果が期待できる。(標準)	配点×0.50
D	当該評価項目において、要求水準に対し優れた点が認められず、効果はあまり期待できない。	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準が十分理解されておらず、効果はほとんど期待できない。	配点×0.00

(4) 技術提案の点数化方法（運転管理計画((1)及び(2))）

運転管理計画の(1)及び(2)は、それぞれ表-3～4により点数化し、評価点とする。
 なお、応募者の評価点は、委員会の事務局が算出し、委員会において承認を得た後、
 総合評価値の計算に採用するものとする。

表-3 運転維持管理体制（人員配置、有資格者等）

評価基準（人員配置）	配点①	評価基準（有資格者）	配点②	点数化
人員配置が3人以上である。	1	廃棄物処理技術管理者及び下水道法施行令第15条の3に定める資格者がいずれも2人以上いる。	4	①+②
		廃棄物処理技術管理者及び下水道法施行令第15条の3に定める資格者がいずれか2人以上であり、他方は1人である。	3	
人員配置が2人以下である。	0	廃棄物処理技術管理者及び下水道法施行令第15条の3に定める資格者がいずれも1人である。	2	

表-4 運転維持管理体制（配置技術者の業務実績）

評価基準	点数化
配置技術者の汚泥再生処理センター（し尿処理施設を含む）及び下水道施設の業務実績がいずれも3件以上、もしくはいずれか3件以上であり、他方は2件である。	5
配置技術者の汚泥再生処理センター（し尿処理施設を含む）及び下水道施設の業務実績がいずれも2件、もしくはいずれか3件以上であり、他方は1件である。	4
配置技術者の汚泥再生処理センター（し尿処理施設を含む）及び下水道施設の業務実績がいずれか2件であり、他方は1件である。	3
配置技術者の汚泥再生処理センター（し尿処理施設を含む）及び下水道施設の業務実績がいずれも1件である。	2

(5) 施工実績等の点数化方法

施工実績等は、優良な工事成績点、同種工事の施工実績及び同種施設の維持管理実績ごとに、それぞれ表-5～7により点数化し、評価点とする。

なお、応募者の評価点は、委員会の事務局が算出し、委員会において承認を得た後、
 総合評価値の計算に採用するものとする。

表-5 優良な工事成績点

評価基準	点数化
汚泥再生処理センター(※1)整備工事における過去3年間の優良工事成績点(80点以上)の件数(※2)が2件以上ある	2
汚泥再生処理センター(※1)整備工事における過去3年間の優良工事成績点(80点以上)の件数(※2)が1件ある	1
汚泥再生処理センター(※1)整備工事における過去3年間の優良工事成績点(80点以上)の件数(※2)が無い	0

※1 施設規模19KL/日以上かつ資源化方式として助燃剤方式を採用したもの

※2 対象とする工事は、国もしくは地方公共団体等の工事とし、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、国立大学法人及び公立大学法人を含むものとする。

表-6 同種工事の施工実績

評価基準	点数化
元請として過去15年間に於ける汚泥再生処理センター(※1)の新設工事もしくは尿処理施設のリニューアル工事を完了した実績が5件以上ある。	2
元請として過去15年間に於ける汚泥再生処理センター(※1)の新設工事もしくは尿処理施設のリニューアル工事を完了した実績が2～4件ある。	1
元請として過去15年間に於ける汚泥再生処理センター(※1)の新設工事もしくは尿処理施設のリニューアル工事を完了した実績が1件ある。	0

※1 施設規模19kL/日以上かつ資源化方式として助燃剤方式を採用したもの

表-7 同種施設の維持管理実績（構成員および協力企業の実績も可とする）

評価基準	点数化
汚泥再生処理センター(※1)及び下水道施設(※2)の運転管理業務の実績がいずれも2件以上ある。	2
汚泥再生処理センター(※1)及び下水道施設(※2)の運転管理業務の実績がいずれか1件であり、他方は2件以上ある。	1
汚泥再生処理センター(※1)及び下水道施設(※2)の運転管理業務の実績がいずれも1件である。	0

※1 施設規模19kL/日以上かつ資源化方式として助燃剤方式を採用したもの

※2 施設規模2,430m³/日以上かつ処理方式としてオキシデーションディッチ法を採用したもの

(6) 企業の信頼性・社会性の点数化方法

企業の信頼性・社会性は、若手・女性技術者の育成、アフターサービス体制、大阪府施策への取組及び担い手の確保ごとに、それぞれ表-8～11により点数化し、評価点とする。

なお、応募者の評価点は、委員会の事務局が算出し、委員会において承認を得た後、総合評価値の計算に採用するものとする。

表-8 若手・女性技術者の育成

評価基準	点数化
改造工事の現場に、若手（40歳以下）もしくは女性技術者を配置 ^{※3} する計画がある。	1
改造工事の現場に、若手（40歳以下）もしくは女性技術者を配置 ^{※3} する計画がない。	0

※3 監理技術者・監理技術者補佐・現場代理人・担当技術者

表-9 アフターサービス体制

評価基準	点数化
アフターサービス部門もしくは関連企業を保有している。	1
アフターサービス部門もしくは関連企業を保有していない。	0

表-10 大阪府施策への取組

評価基準	点数化
障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている。	1
障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えていない。	0

表-11 担い手の確保

評価基準	点数化
改造工事の現場に、建設キャリアアップシステムを活用する計画がある。	1
改造工事の現場に、建設キャリアアップシステムを活用する計画がない。	0

(7) 見積金額の点数化方法

価格審査における見積金額（改造工事費と運営管理委託業務費の合計金額）の配点は 30 点とし、以下の方法で点数化を行う。

価格評価点は、以下の算出式を用いて小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで求める。

【価格評価点の算出式】

$\text{価格評価点} = 30 \text{ 点} \times (\text{算定式})$ $(\text{算定式}) = \frac{\text{全応募者中の最低見積金額}}{\text{当該応募者の見積金額}}$
--